平成２２年（フ）第９７１号
福岡県糟屋郡志免町志免１丁目１番５号
債務者　草場　忠弘
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７２号
福岡県糟屋郡志免町志免１丁目１番５号
債務者　草場　敏弘
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７９号
福岡県朝倉市甘木182番地１カーサブリランテ306号
債務者　けやき通りカメラこと　井上　雅浩
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８０号
福岡県朝倉市甘木182番地１カーサブリランテ306号
債務者　井上　明子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９０号
福岡市城南区梅林５丁目49―25―207、住民票上の住所福岡市城南区茶山５丁目18番26号
債務者　菰田　利惠
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄１丁目158番地クレール201号
債務者　熊本　千恵
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９９７号
福岡市博多区板付３丁目８番７―203号
債務者　草野　規子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１００２号
福岡県大野城市乙金３丁目３番７号　サンハイツ乙金201号
債務者　坂本　龍司
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１００３号
福岡市早良区内野５丁目10番１号
債務者　松本　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１００８号
福岡市博多区寿町２丁目１番１―302号
債務者　安川　光子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１２号
福岡市博多区板付７丁目３番39―304号
債務者　堤田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０１９号
福岡市城南区樋井川６丁目１番17号
債務者　笠原　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２０号
福岡市西区福重団地７番602号
債務者　吉澤ミサノ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３９号
福岡市南区弥永３丁目10番９―205号
債務者　漆島　悟子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０７７号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番３―510号
債務者　平山　恭子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０８７号
福岡市西区小戸３丁目23番18号
債務者　松永　正文
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１１５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻1002番地３
債務者　杉島　久代
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４２号
福岡市西区今宿駅前１丁目８番５―603号
債務者　桝崎　康美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部